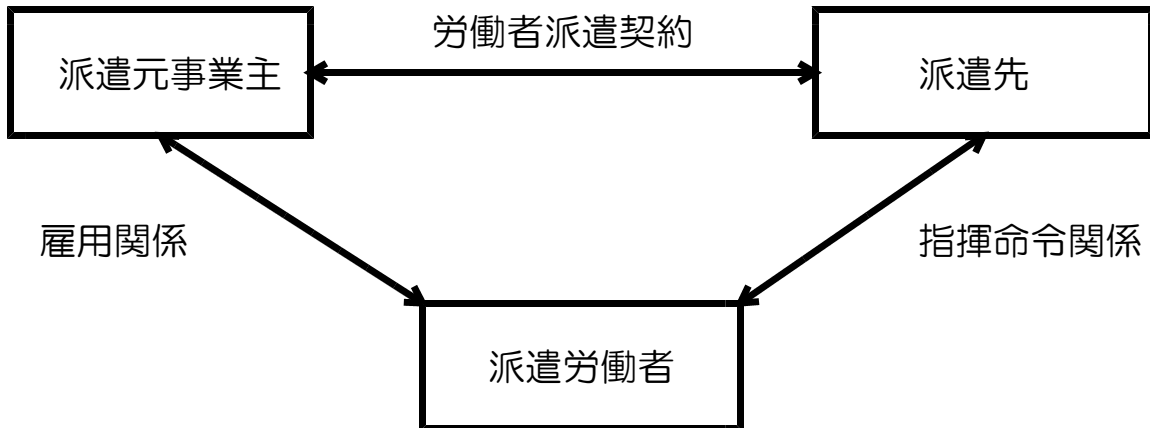


1 労働者派遣とは

「労働者派遣」…自己の雇用する労働者を、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること



2 適用除外業務の範囲

①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務については、労働者派遣事業を行うことができない。また、④病院等における医療関連業務については、紹介予定派遣の場合、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務の場合等に限って行うことが可能。

3 許可・届出制

特定労働者派遣事業（派遣労働者が常用雇用労働者のみである場合）⇒届出制

一般労働者派遣事業（派遣労働者が常用雇用労働者のみでない場合）⇒許可制

※一般労働者派遣事業の許可制については、事業主単位（新たな事業所の設置については届出で可）。

許可の有効期間は新規3年、更新5年。

【現状】

- ・ 一般労働者派遣事業（登録型）：21,522事業所（平成19年3月1日現在）
- ・ 特定労働者派遣事業（常用型）：30,018事業所（平成19年3月1日現在）
- ・ 派遣労働者：約255万人（常用換算：約124万人）（平成17年度）

4 労働者派遣契約

(1) 契約の内容等

派遣元事業主と派遣先との間で、派遣労働者が従事する業務の内容、派遣就業の場所、労働者派遣の期間等の一定事項を定める。

(2) 特定行為の禁止

労働者派遣契約の締結に際し、派遣先が、面接、履歴書の送付を受ける等の派遣労働者を特定することを目的とする行為を行うことは禁止。

5 派遣受入期間の制限

- (1) 派遣先が同一の業務（(2)①～⑤の業務を除く。）に派遣を受け入れることができる期間は、最長3年（※）に制限。

※）1年を超える派遣を受けようとする場合は、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合等に対し、派遣を受けようとする業務、期間及び開始予定時期を通知し、十分な考慮期間を設けた上で意見聴取を行った上で、派遣受入期間を定めることが必要。

・ なお、製造業務については平成19年2月末までは1年に制限。

- (2) 派遣受入期間の制限がない業務

- ① ソフトウェア開発等の政令で定める業務（いわゆる「26業務」※）
- ② 3年以内のいわゆる「有期プロジェクト」業務
- ③ いわゆる「日数限定業務」（1箇月間に行われる日数が、派遣先の通常の労働者の所定労働日数の半分以下かつ10日以下の業務）
- ④ 産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務
- ⑤ 介護休業等を取得する労働者の業務

※）「26業務」…(1)ソフトウェア開発の業務、(2)機械設計の業務、(3)放送機器等操作の業務、(4)放送番組等演出の業務、(5)事務用機器操作の業務、(6)通訳、翻訳、速記の業務、(7)秘書の業務、(8)ファイリングの業務、(9)調査の業務、(10)財務処理の業務、(11)取引文書作成の業務、(12)デモンストラーションの業務、(13)添乗の業務、(14)建築物清掃の業務、(15)建築設備運転、点検、整備の業務、(16)案内・受付、駐車場管理等の業務、(17)研究開発の業務、(18)事業の実施体制の企画、立案の業務、(19)書籍等の制作・編集の業務、(20)広告デザインの業務、(21)インテリアコーディネータの業務、(22)アナウンサーの業務、(23)OAインストラクションの業務、(24)テレマーケティングの営業の業務、(25)セールスエンジニアの営業、金融商品の営業の業務(26)放送番組等における大道具・小道具の業務

6 雇用契約の申込み義務

- (1) 以下の場合、派遣先は派遣労働者に対する雇用契約の申込みが義務づけられる。

ア) 派遣受入期間の制限のある業務（5(2)①～⑤以外の業務）について、派遣受入期間の制限への抵触日以降も、派遣労働者を使用しようとする場合

イ) 派遣受入期間の制限のない業務（5(2)①～⑤の業務）について、同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており、その同一の業務に新たに労働者を雇い入れようとする場合

※ なお、派遣受入期間の制限のある業務については、1(1)のほか、1年以上同一の業務に同一の派遣労働者を受け入れており、派遣の受入れ終了後、当該業務に新たに労働者を雇入れようとする場合に係る雇用の努力義務がある。

- (2) 雇用契約の申込み義務に違反する派遣先には指導・助言・勧告・公表。

7 紹介予定派遣

- (1) 紹介予定派遣とは
労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者・派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているもの。
一定の労働者派遣の期間を経て、直接雇用に移行することを念頭に行われる。
- (2) 派遣労働者の特定
紹介予定派遣の場合、派遣先は、4(2)にかかわらず、面接、履歴書の送付要請等の派遣労働者を特定することを目的とする行為を行うことができる。
- (3) 紹介予定派遣の派遣受入期間の制限
同一の派遣労働者の紹介予定派遣は6ヶ月を超えてはならない。
- (4) 派遣先が派遣労働者を雇用しなかった場合等の理由の明示
紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を希望しなかった場合又は派遣労働者を雇用しなかった場合は、その理由を派遣元事業主に明示。(派遣元事業主は、派遣労働者に明示。)

8 派遣元事業主の講ずべき措置

- (1) 個人情報保護
- (2) 就業の機会、教育訓練の機会の確保等派遣労働者の福祉の増進
- (3) 適正な派遣就業の確保
- (4) 就業条件の明示
- (5) 社会・労働保険の加入の有無と未加入の理由の派遣労働者・派遣先への通知
- (6) 派遣元責任者（製造業務に派遣する場合は専門の責任者）を選任
- (7) 派遣元管理台帳の作成、記載等
- (8) 派遣労働者の雇用の安定を図るための措置
- (9) 派遣労働者の福利厚生等に係る均衡配慮

9 派遣先の講ずべき措置

- (1) 労働者派遣契約に反しないよう適切な措置
- (2) 適正な派遣就業の確保
- (3) 派遣先責任者（製造業務に派遣を受け入れる場合は専門の責任者）を選任
- (4) 派遣先管理台帳の作成、記載等
- (5) 派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

10 相談・援助、指導監督等

- (1) 相談・援助等
違法事案に対する派遣労働者等の申告（当該申告を理由とする不利益取扱いの禁止）、公共職業安定所による派遣労働者等に対する相談・援助、労働者派遣事業適正運営協力員による専門的な助言
- (2) 指導監督等
違法事案等に対する都道府県労働局による指導・助言、改善命令等